

第8章 罰則

(罰則)

第93条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第46条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第47条の規定に違反した者
- (3) 第58条又は第59条の規定に違反した者
- (4) 第83条の3第2項の規定に違反した者

【解説及び運用】

本条は、条例第46条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）の規定に違反して指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物（少量危険物）を貯蔵し又は取り扱った者、条例第47条（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、条例第58条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、条例第59条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、条例第83条の3（屋外催しに係る防火管理）第2項の規定に違反した者に対する罰則を規定している。

1 第1項第1号から3号

当該規定は、少量危険物等に関する基準の違反行為者に対して適用される。なお、運用にあつては、「少量危険物等の審査基準」によること。

2 第1項第4号

当該規定は、屋外催しに係る防火管理の違反行為者に対して適用される。なお、「堺市火災予防違反処理マニュアル」中「I 防火対象物等違反処理要領」の「規定違反に対する直接の罰則規定」の処理手順に準じて事務処理を行うこと。

第94条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解説及び運用】

本条は、条例第93条に規定する違反行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。

- 1 行政目的を達成するためには違反行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また、現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保しているところである。したがって、本条においても法人又は人の代理人、使用人、その他の従業員の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰する規定を設けている。
- 2 「人の代理人」には、委任による代理人のみならず、法定代理人も含まれる。